

土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）事業計画書等作成要領

平成30年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2310 号
最終改正 令和 8 年 4 月 7 日 付け 7 農振第 3056 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

}

殿

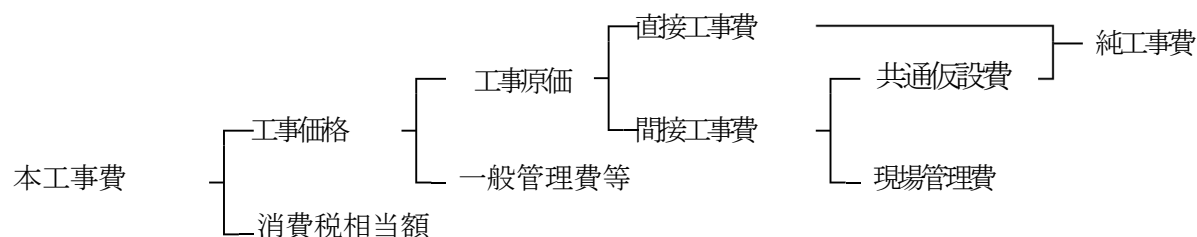
農林水産省農村振興局長

第 1 適用

土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）に関する事業計画書等の作成については、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要綱（平成30年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2308 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）、土地改良施設突発事故復旧・防止事業（補助）実施要領（平成30年 3 月 30 日 付け 29 農振第 2309 号農林水産省農村振興局長通知）その他の関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 2 本工事費の構成

要綱第10の請負施行に係る本工事費の構成は、次のとおりとする。



第 3 各費目の積算基準

1 事業計画に関する書類に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第10に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 工種区分

工種区分は、工事内容により適切に設定するものとし、土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成 5 年 2 月 22 日 5 構改 D 第 49 号農林水産省構造改善局長通知。以下「積算基準」という。）別表 1 のとおりとする。ただし、2 種以上の工種内容からなる工事については、それぞれの工種区分により算出した、直接工事費及び事業損失防止施設費の合計額が最も大きい工種を適用する。

(2) 本工事費（請負施行の場合）

ア 直接工事費

直接工事費は、工事の目的物を施工するにあたり、直接必要とされる費目で、次により構成するものとする。

(ア) 労務費

労務費は、工事の施行に必要な労務の費用とし、要綱第 7 の 1 の（2）のウ及び 2 の（2）のウの規定によって同意を得た設計単価及び歩掛（以下「同意単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難しい場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算するこ

とができる。

(イ) 材料費

材料費は、工事の施行に必要な材料の費用（購入場所から現場までの運賃を含む。）とし、同意単価及び歩掛により積算する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討の上適正に積算するものとする。

(ウ) 機械経費

機械経費は、工事の施行に必要な機械の使用に要する費用で、その算定は、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について（昭和58年2月28日58構改D第147号農林水産省構造改善局長通知）及び土地改良事業等請負工事標準歩掛について（昭和58年2月28日58構改D第148号農林水産省構造改善局長通知）により積算し、その他の器具等の経費については、これに準じて積算する。

(エ) その他

a 特許使用料

特許使用料は、工事の施行に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

b 水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施行に必要な用水・電力電灯使用料とする。

c 鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

d 産業廃棄物処分費

産業廃棄物処分費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

イ 共通仮設費

共通仮設費の内容は、土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年3月22日12農振第1680号農村振興局長通知。以下「共通仮設費算定基準」という。）第2及び別表1のとおりとする。なお、共通仮設費の算定は、運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費及び営繕費については工種区分に基づき、所定の率計算による費用に積上げ計算による費用を加算して行うものとする。

(ア) 率計算による算定

率計算による算定方法は、共通仮設費算定基準別表2に定める各工種ごとの共通仮設費率を用い、次の算式により算定する。また、率の対象項目は共通仮設費算定基準別表1に示すとおりとする。

当 該 費 用＝対象金額×共通仮設費率

対 象 金 額＝直接工事費＋事業損失防止施設費＋支給品費＋官
貸額＋準備費に含まれる処分費

また、次に掲げる費用は対象金額に含めないものとし、対象金額の算式中の支給品費及び官貸額は「直接工事費＋事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。

a 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、ポンプ、グレーチング床版、合成床版製品費、大型遊具（設計製作品）及び光ケーブルの購入費

b 上記aを支給する場合の支給品費

(イ) 共通仮設費率の補正

施行地域を考慮した共通仮設費率の補正は、共通仮設費算定基準別表3の適用条件に該当する場合、共通仮設費算定基準別表2の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

(ウ) 積上げ計算による算定

積上げ計算による算定方法は、共通仮設費算定基準別表1に定める項目及び事業損失防止施設費について現場条件を的確に把握し、必要額を適正に積み上げるものとする。なお、

運搬費の算定は、共通仮設費算定基準別紙によるものとする。

ウ 現場管理費

現場管理費は、工事現場の管理運営に要する費用であり、率計算による算定方法は、工程区分ごとの現場管理費率を用い次の算式により算定する。

現場管理費＝対象金額×現場管理費率

対象金額＝純工事費（直接工事費＋共通仮設費）＋支給品費
＋官貸額

施行地域を考慮した現場管理費率の補正については、積算基準別表 3 の適用条件に該当する場合、別表 2 の現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。ただし、フィルダム及びコンクリートダム工事には適用しない。

エ 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益とし、積算基準別表 4 に定める一般管理費等率を用い、次の算式により算出する。

一般管理費等＝工事原価（純工事費＋現場管理費）×一般管理費等率

ただし、前払金支出割合の相違、契約の保証に必要な費用及び支給品等を考慮した一般管理費等率の補正については、次のとおりとする。

（ア）前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、積算基準別表 5 で前払い金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表 4 により求めた一般管理費等率に乗じて得た率とする。

（イ）契約の保証に必要な費用の取扱い

上記（ア）による補正までを行い、その値に積算基準別表 6 の補正值を加えて得た率とする。

（ウ）支給品等の取扱い

資材等の支給及び官貸をするときには、当該支給品費及び官貸額は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

オ 支給品費及び官貸額

（ア）支給品費

支給品費とは、無償で支給する材料を時価で換算した費用であり、支給電力を含むものとする。

（イ）官貸額

官貸額とは、無償で貸与する機械等の償却費等相当額で次の算式により算定する。

官 貸 額＝（無償で貸与する機械等と同機種・同型式の機械損料）
－（無償で貸与する機械等の機械損料）

上記の各機械損料は、（2）ウに基づき算定する。

カ 工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当額を含まないものとする。

キ 消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

（3）測量及び試験費

測量及び試験費は、事業実施主体が直接地質及び土質調査、測量並びに試験を行う場合においては、作業に要する材料費、労務費、労務者保険料、船舶及機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。

（4）船舶及機械器具費

船舶及機械器具費は、工事が直営施行の場合において、当該工事の内容及び規模に適合した機械を選定し、工事の施行上必要最小限度の費用を計上する。ただし、工事が請負施行の場合

において、事業実施主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施行させることが特に必要と認められるときは、それらに要する費用を計上することができる。

第4 本要領によらないことができる工事

- 1 鋼橋製作等の主として工場製作に係る工事、又は、この要領によることが著しく不適當若しくは困難であると認められる工事については、この要領によらないことができるものとする。
- 2 要綱第7の規定により事業計画書等を提出する場合において、事業費に計上する各費目の積算価格（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費は対象としない。）が実勢価格と乖離することが想定される場合、当該工種に係る見積書及び根拠資料等を添付するものとする。

第5 土地改良施設突発事故復旧・防止事業の事業費の判定

要綱第5の2の（2）に規定する土地改良施設突発事故復旧・防止事業の事業費（200万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費により行うものとする。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。